令和3年度 石狩市教育委員会会議(5月定例会)会議録

令和3年5月25日(火) 第2委員会室 開 会 13時30分

委員の出欠状況

委	員 氏 名	出席	欠席	備	考
教育長	佐々木 隆 哉				
委員	門馬富士子			教育長職務	代理
委員	松尾拓也				
委員	山 本 由美子				

会議出席者

役	職	名	氏		,	名
生涯学習部長			安	﨑	克	仁
生涯学習部理	事		西	田	正	人
生涯学習部次	長(教育指導	担当)	石	橋	浩	明
学校教育課長			伊	藤	英	司
教育支援課長			鈴	木	昌	裕
社会教育課長	(兼公民館長)	板	谷	英	郁
文化財課長			エ	藤	義	衛
学校給食セング	ター長		櫛	引	勝	己
総務企画課総	務企画担当主 主	 查	鎌	田	晶	彦
総務企画課総	務企画担当主(±	西	Щ	知	子

○傍聴者なし

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案審議

議案第1号 石狩市奨学金支給条例施行規則及び石狩市立学校管理規則の 一部改正について

議案第2号 石狩市文化財保護条例施行規則の一部改正について

議案第3号 石狩市教育委員会公印規程の一部改正について

議案第4号 石狩市教育支援委員会委員の解嘱について

議案第5号 石狩市教育支援委員会委員の委嘱について

議案第6号 石狩市民図書館協議会委員の委嘱について

議案第7号 石狩市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

承認第1号 石狩市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

日程第3 教育長報告

日程第4 報告事項

令和3年度市内小中学校の児童生徒数・学級数について 緊急事態宣言に対する市教委の対応について

日程第5 その他

日程第6 次回定例会の開催日程

開会宣告

(佐々木教育長)ただ今から、令和3年度教育委員会会議5月定例会を開会いたします。

(佐々木教育長)始めに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本日の定例会は全て非公開(傍聴なし)とさせていただき、後日、非公開案件を除き、議案資料及び会議録を市ホームページにおいて、公開することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

それでは、そのように決定しました。

日程第1 会議録署名委員の指名

(佐々木教育長)日程第1 会議録署名委員の指名ですが、門馬委員にお願いい たします。

日程第2 議案審議

(佐々木教育長)日程第2 議案審議を議題といたします。

議案第4号から議案第7号の審議を非公開とする件について

(佐々木教育長)議案第4号「石狩市教育支援委員会委員の解嘱について」、第5号「石狩市教育支援委員会委員の委嘱について」議案第6号「石狩市民図書館協議会委員の委嘱について」、議案第7号「石狩市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」以上4件は、石狩市教育委員会規則第15条第1項第2号に該当いたしますので、非公開案件として後ほど審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

(佐々木教育長)ご異議なしと認め、非公開案件とすることに決定いたしました。

議案第1号 石狩市奨学金支給条例施行規則及び石狩市立学校管理規則の一部 改正について

(佐々木教育長)議案第1号「石狩市奨学金支給条例施行規則及び石狩市立学校管理規則の一部改正について」事務局から提案の説明をお願いいたします。

(安﨑部長)議案第1号でございます。今般、国においては、どうしても残さなければならない手続を除き速やかに押印を見直すという考えの下、押印の廃止等を推進しました。

地方公共団体においても、こうした国の取組を参考に、積極的に押印の見直し

について取組を求められているところであり、本市においても行政手続のオンライン化を見据え検討して参りました。本件は学校教育課所管の規則に定める申請書等への押印の廃止について所要の改正を行うものでございます。詳細については、伊藤学校教育課長から説明をいたします。

(伊藤課長)議案第1号につきまして説明いたします。この規則の改正につきましては、ただ今部長から説明ありましたとおり、行政手続きのデジタル化推進のため、行政手続きにおける押印の見直しについて、国の方針に従い、本市においても事務の運用見直しや規則等の改正を行うものです。

今回提案いたします改正内容としましては、石狩市奨学金支給条例施行規則 及び石狩市立学校管理規則で定める文書等への押印の廃止に伴い、各種様式に ついて所要の改正を行おうとするものです。

資料の1頁をご覧ください。この度の改正につきましては、新旧対照表はございません。第1条では様式中の「印」の文字を削るという提案内容です。この改正文だけではどのような様式を改正したのか十分にわかりにくいので、別途、委員の皆様には参考資料を添付しました。お手元のA4横版、右上に と書かれたものをご覧ください。

石狩市奨学金支給条例施行規則別記第2号様式及び第7号から第11号までの様式のそれぞれの様式中の「印」の部分を蛍光ペンでマークをしております。この部分が、この第1条(1)の部分で削除されるものとなります。

続きまして の資料をご覧ください。こちらは、石狩市立学校管理規則別記第2号様式から別記第6号様式まで、別記第7号、第12号の2、第13号、第14号、第14号の2及び第17号から第20号まで、同様に様式中「印」と書かれているものの、この「印」の部分を削除するということの提案です。

続きまして の資料をご覧ください。石狩市立学校管理規則別記第6号様式の2のうち「印」の部分を削るという内容です。先ほどは、「印」でしたが、こちらの様式中「印」となっていますので、別に条を起こし第2条として「印」を削除するということの提案です。

続きまして は、第3条の提案事項で石狩市立学校規則の一部の改正で、別記第13条様式の2及び別記第13条様式の2の2を改正するものでございます。 裏表で、2か所でございます。

次に、資料ので、議案資料の5頁の上部に「別記第15号様式及び別記第16号様式を次のように改める。」という提案内容でございます。6頁以降に、その様式が記載をされており、それぞれ第15号様式及び第16号様式、第15号様式その1からその5までございます。同様に第16号様式につきましても、その1からその5までございます。これらのうち「印」の部分を削除するわけでござい

ますが、先ほどの第1条のように、「印」を削るとしていないのは、この様式の中で「記載上の注意」に注意事項がございまして、例えば の別記第13号様式の2「介護休暇等処理票」の下部に記載上の注意の1をご覧いただきたいのですが、"「同・別居」欄は、該当する事項の四角にレ印を付けること。"とあります。第1条のように「印」という言葉を削除しますと、この記載上の注意の「印」までも削除してしまうことになりますので、この様式のうち上部の「印」の漢字だけを削除したいため、第1条、第2条とは違い第3条で様式を改めるという形で提案をしているところでございます。

非常にわかりづらいところではございますが、行政の改正の手続上このような形で執り行いますので、それに従い今回このような提案をさせていただいたところでございます。

なお、この改正の施行につきましては、令和3年6月1日施行予定で提案いた します。

(佐々木教育長)ただ今、事務局から説明のありました議案第1号につきまして、 ご質問等あればお願いします。

(松尾委員)今回の規則の改正につきましては、行政手続きのデジタル化推進の ためということでしたが、このような手続きはデジタル処理で実際にどれくら い行えるものでしょうか。

(伊藤課長)ただ今の松尾委員の質問にお答えをいたします。

奨学金の申請等につきましては、第1号様式は、奨学金の申請の調書で、本人そして保護者、連帯保証人等の氏名を記載するところでございます。この部分につきましては、本人ということでの真正性の確保ということ、そして、さらに将来誤っての申請、こういうところを排除するために、この「印」の部分については削除していない部分も一部ございます。このようなことから、全ての押印を廃止したわけではなく、部分的に真正性の確保ということを除いて削除することが適当なものにつきまして、今回所要の改正を行うところでございます。

学校管理規則のほうにつきましては、学校との連絡、そして一部会計年度任用 職員からの申請もございますので、これらの部分については、押印不要の様式に することで、デジタル申請等が一部可能になってくるものと考えているところ でございます。

ただし、全てのものがその通りにならないにしても、部分的にこういったものが徐々に進んでいくものと考えてございます。

(松尾委員)今回提案がありました全ての様式がデジタル化されるという認識 はなく、ご説明の奨学金の申請はその都度、本人の申請行為であるということを 確認しながら進めなければならないので、押印を残すことはわかります。

例えば、職員が介護休暇を取得したいので申請する時は、パソコンのシステムに休暇申請の入力をすると今回の様式にそって出力され事務処理が進むという認識でよろしいでしょうか。結局、本来の仕事効率化というものは判子 1 個押す、押さないの話ではないと思いますが、いかがでしょうか。

(伊藤課長)ただ今の松尾委員の再度のご質問に回答します。正に、松尾委員のおっしゃるとおりで、例えば介護休暇の申請等につきましては、今までは手書きをし、押印をした上で申請書を提出という形ですが、今後、申請書に押印が必要なくなることからメール等での申請も可能になっていくと考えております。

(松尾委員)わかりました。さらに2点質問したいのですが、1点目は、資料の6頁の「別記第15号様式(第39条関係)営利企業従事等(営利私企業参加)許可願」の様式で業種業態により、様々な様式が区分されてます。その次に「別記第16号様式(第39条関係)」、第15号が教育長宛の許可願に対し、第16号のほうは学校長宛の届出書ということで、内容は基本的に、ほぼ一緒のような気がするのですが、これはそもそも2つも書式が必要なものでしょうか。

2点目は、営利私企業に参加する場合、経営する場合、報酬を受ける場合、不動産等賃貸の場合、太陽光電気の販売する場合でそれぞれ全部様式が分かれていますが、許可願の書式も全部分けないと業種業態の把握に関して差し障りがあるから様式が分かれているということでしょうか。

(伊藤課長)松尾委員のご質問にお答えをいたします。ご質問がありました様式別記第 15 号その 1 からその 5 については正規教職員、第 16 号その 1 からその 5 につきましては昨年 4 月に改正をいたしました会計年度任用職員に係る営利企業従事等に関する届け出の許可願いの書類でございます。これにつきましては北海道教育委員会の様式をそのまま準用していますので、このようにこのままその 1 からその 5 まで、それぞれの業種業態によって許可願と届出書を設けているところでございます。

学校長に対しては届出、教育長に対しては許可願でそれぞれに届出るのと許可をもらうのとそれぞれ違うことで、このように第 15 号、第 16 号とそれぞれ分かれている状況でございます。

(松尾委員)それでは、それぞれの書類を教育委員会と学校へと提出するのはな

く、正規教職員か会計年度任用職員かによって提出先が違うということ、そして 書類は1枚の提出ということの理解でよろしいでしょうか。

(伊藤課長)そのとおりです。

(松尾委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長)他に質疑がないようですので、議案第1号につきましては原案 どおり可決することでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長)ご異議なしと認め、議案第1号については原案どおり可決をいたしました。

議案第2号 石狩市文化財保護条例施行規則の一部改正について

(佐々木教育長)次に議案第2号「石狩市文化財保護条例施行規則の一部改正に ついて」事務局から説明願います。

(安崎部長)議案第2号でございます。本件は、この度の押印見直しのタイミングで文化財指定等に係る申請書等において署名を求める実質的な必要性がある場合として記名・押印から署名に変更する様式の改正を行うものでございます。 詳細については、工藤文化財課長から説明をいたします。

(工藤課長)議案第2号について説明をさせていただきます。今回改正を有するのは、文化財保護条例施行規則に定める様式のうち文化財の指定申請及び管理に伴う様式を対象としております。資料の17頁から26頁まででございます。改正する様式は、別記第1号様式、別記第4号様式から別記第8号様式、別記第10号様式でございます。改正内容につきましては、これまで申請者の氏名と押印を求めたいたところを氏名の部分に本人(代表者)が手書きしない場合は、記名・押印をしてくださいということに変更をいたします。これについては、先ほ

ど部長から説明ありましたとおり、こういった申請について、これまで押印を求めていたものについては自署ということで簡略化し、押印を廃止し簡略化したいという趣旨でございます。

この改正について文化財というのは動産、不動産でいえば動産にあたるもので、それぞれ所有者に所有権があるものでございます。指定文化財になると公的な財産という意味合いが生じるため、所有者に所有権の制約や管理責任が生まれるところでございます。そのため指定申請や管理上の報告ということについては、それぞれ財産権に係わるものであることから、様式の中で所有者の意思を明確にするため押印を廃した上で自署を求めるという形で改正をするものでございます。

また、現代において書類をワープロ等で作成することがございますので、その 場合については、押印も残しているところでございます。

(佐々木教育長)ただ今、事務局から説明のありました議案第2号につきまして、 ご質問等あればお願いします。

質問なし

(佐々木教育長)質疑等がないようですので、議案第2号については原案どおり 可決ということで、よろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長)ご異議なしと認め、議案第2号については原案どおり可決をいたしました。

議案第3号 石狩市教育委員会公印規程の一部改正について

(佐々木教育長)次に議案第3号「石狩市教育委員会公印規程の一部改正について」事務局から説明願います。

(安崎部長)それでは、議案第3号でございます。本件は議案第1号と同様に公印規程で定める申請書等における押印の廃止について、所要の改正を行うものでございます。資料の29頁をご覧ください。29頁の別記第1号様式、30頁の別記第3号様式、31頁の別記第5号様式の様式中の「印」を除く改正になります。施行期日は令和3年6月1日としております。

(佐々木教育長)ただ今、事務局から説明がありました議案第3号について、ご 質問等があればお願いします。

(松尾委員)この申請書の押印を廃止する内容で、公印自体がなくなる話ではないという理解でよろしいでしょうか。

(安﨑部長)そのとおりです。

(松尾委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

(門馬委員)資料の 29 頁について改正前の様式 「公印保管(予定者)者職氏名」にある「印」というのは公印ではなく、この場合は本人の個人印ということでしょうか。

(安崎部長)そのとおりです。

(門馬委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

(松尾委員)資料の31頁について「公印刷込み承認願」という様式がありますが公印の刷込みとはどういうものでしょうか。

(安﨑部長)例えば税金の納税通知書で公印の印面を印刷すること、こういう 処理のことを刷込みといいます。

(松尾委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長)他にご質問がないようですので、議案第3号については、原案どおり可決ということで、よろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長)異議なしと認め、議案第3号についても原案どおり可決をいたしました。

承認第1号 石狩市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

(佐々木教育長)次に承認第1号「石狩市学校給食センター運営委員会委員の 解嘱について」事務局から説明願います。

(安崎部長)承認第1号でございます。本件は委員の選出をしているそれぞれの所属団体からの委員変更の申出に基づき令和3年5月10日付けでその任を解いたものでございます。教育委員会会議を開く暇がなかったことから、教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項に基づき、教育長の専決により決定をいたしましたので、同条第2項に基づき報告し承認を求めるものでございます。

この後任の委員の委嘱については、議案第7号で提案をしているところでございます。

(佐々木教育長)ただ今、説明のありました承認第1号について、ご質問等あればお願いします。

質問なし

(佐々木教育長)質疑等ないようですので、承認第1号につきましては、承認 ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長)ご異議なしと認め、承認第1号につきましては、承認いたしました。

日程第3 教育長報告

(佐々木教育長)次に、日程第3 教育長報告を議題といたします。5月定例会での教育長報告につきましては、お手元にお配りしてございます資料をご覧いただき、報告に代えさせていただきます。

あわせて5月の建設文教常任委員会での質疑要旨についてもお配りしてございますので、これらあわせてご質問等がございましたらお願いします。

(門馬委員)教育長報告で5月17日「市教委学校訪問(3日目~)中止」とありますが、昨年度は全くできなかったのでしょうか。

(佐々木教育長)昨年の臨時休校中は訪問せず、6月に臨時休校が終わってから 学校訪問を行いました。

(門馬委員)わかりました。今回は緊急事態宣言が解けたら、再び学校訪問が始まるということでしょうか。

(佐々木教育長)はい、その予定でございます。

(門馬委員)わかりました。

(松尾委員)5月13日「石狩商工会議所青年部からの渋沢栄一絵本受贈式」について質問したいのですが、寄贈された絵本の冊数とどちらの市内小学校・施設等に置かれるのでしょうか。

(西田館長)寄贈いただいた絵本は市内小学校、児童館、保育所、幼稚園に各1冊、図書館に3冊いただいております。商工会議所青年部から寄贈いただいたことの文書をそれぞれの小学校に図書館長名で発出したところです。

なお、緊急事態宣言期間終了後、寄贈された絵本の紹介をする予定となっております。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長)他に質疑等がないようですので、教育長報告につきましては了 承ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長)ご異議なしと認め、教育長報告は了承をいただきました。

日程第4 報告事項

(佐々木教育長)次に、日程第4 報告事項を議題といたします。

報告事項 令和3年度市内小中学校の児童生徒数・学級数について

(佐々木教育長)報告事項 「令和3年度市内小中学校の児童生徒数・学級数について」、事務局から説明願います。

(伊藤課長)私から「令和3年度石狩市立学校の児童生徒数・学級数について」学校基本調査の基準となる、本年5月1日現在の状況を報告いたします。資料の33頁をご覧ください。

頁の上段が小学校、下段が中学校となっております。各学校について学年ごとに表示をしておりますが、括弧内にある数字が特別支援学級の人数、下段が普通学級の人数、そして複数学級ある学校については で囲った数字、こちらが学級数になります。

小学校全体の児童数は、(「小学校計」の薄く網掛けをした部分の右から2番目となりますが、)2,895人、学級数はその右側、全体で普通学級110、特別支援学級は24という編制となりました。昨年度との比較としては、児童数は75人の減、学級数は普通学級、特別支援学級ともに増減なしとなっております。

中学校についても同様に、全体の生徒数は1,653人、学級数は全体で普通学級55、特別支援学級15の編制となりました。昨年度と比較しまして、生徒数は31人の増加、学級数は普通学級が2学級増、特別支援学級が1学級増となっております。小学校中学校合わせた児童生徒数は、4,548人で小学校は減少、中学校は逆に増加となっております。

ここ数年、児童生徒ともに減少し、毎年児童生徒合わせて 100 人程の減少でしたが、今年度は全体で 44 人の減少となっております。学級数は、小学校は増減なしとお知らせをいたしましたが、中学校においては、花川南中学校の新 1 年生の生徒数が例年よりも多く、これは 3 月に卒業した 3 年生は 2 学級で、新 1 年生は 4 学級での編制となり、花川南中学校だけで見ましても昨年比で 2 学級の増となり、中学校全体における普通学級の増加の主な要因となっております。

次に各学校における学級の編制についてです。表の下段、欄外に記載をしてありますが、上から4つ目の部分です。小学校1年生及び2年生は35人学級となっております。令和2年度までは国の基準により小学校1年生だけが35人学級、小学校2年生は40人学級でしたが、今年度からは小学校1年生及び2年生が35人を標準として行っているところでございます。

加えて、小学校3年生、4年生及び中学校1年生につきましては、北海道の独自の取組である「少人数学級実践研究事業」の対象で35人での学級編制となっており、太枠で囲んである花川小学校、南線小学校の3年生と花川中学校、花川南中学校の1年生、この4つがこの北海道の独自の措置により35人学級となっております。

なお、花川小学校の3年生については、41人で2学級となっておりますが、これは通常40人で1学級ですので、41人であれば2学級になるのは通常ですが、4月1日現在では40人でありましたことから1学級で本来スタートすべきところ、先ほど説明しました北海道の独自の取組で2学級としてスタートしていたところ、4月10日までに1人転入したことにより、結果として41人2学級という形で運営しております。

また、双葉小学校の2年生については、35人で1学級でございますので、36人ならば本来2学級なるところでございますが、これも4月1日現在では35人でありましたところ、その後1人転入し、36人となりましたが、基準日が4月1日で学級編制基準に定める「大幅な増加」に該当しないことから、36人で1学級のままとなります。

その他、黒色部分で白抜き数字の濃い網かけとなっている固まりが複式学級 の編制を表しており、浜益小学校、厚田学園の前期課程、浜益中学校で複式学級 になっております。

花川北中の2年生及び厚田学園の後期課程については、欄外の下2行に記載してあります「基礎定数を活用した学級編制の弾力化による学級編制」これは、担任外の教諭等を活用して本来の学級編制よりも学級を増やして行うものでございます。花川北中の2年生は、71人ですので本来、2学級となりますが、1年生の時に北海道の独自事業で3学級にて運営しており、これにつきましてはそのまま3学級で運営したいということが学校長の希望として挙がってきており、3学級弾力化を打って行うという形になっております。

厚田学園は、昨年と同様に本来は、中学校における複式学級の基準である2個学年で8人以内であることから、1年生・2年生で複式学級となるところですが、それぞれ単式学級として編制し、よりきめ細かい学級の運営が可能ということで実施しております。

(佐々木教育長)ただ今、事務局から説明がありました報告事項 について、ご 質問等があればお願いします。

(山本委員)「基礎定数を活用した学級編制の弾力化による学級編制」で学校長の希望で少人数学級がいいという希望があれば、市で予算を付けるのでしょうか。それとも、配置の先生で運営してくださいということでしょうか。

(伊藤課長)各小中学校等の教職員の数につきましては、北海道教育委員会で定めております小学校及び中学校の県費負担教職員定数配置基準に基づいて人数が決定されております。今回の花川北中の2年生の編制については、この基準で定められた配置された人数の中で学校において2年生でクラスを増やし運営をしている状況でございます。

(山本委員)市としては特に予算を付けて1人分の教諭の給与を支出している ということではないという理解でよろしいでしょうか。

(伊藤課長)そのとおりです。特に予算を付けて行なっているということではございません。

(山本委員)わかりました。

(松尾委員)例えば、先ほどご説明のありました双葉小で1学級になるか、2学級になるか児童数が瀬戸際だった時に、この枠組みを使って2学級にしておきたいということで2学級に分けるということも可能でしょうか。

(伊藤課長)そのとおりです。学校長がそのように申請をすれば可能となります。

(松尾委員)わかりました。もう1点質問したいのですが北海道が独自で行なっている「少人数学級実践研究事業」の対象校が市内小中学校にもありますが、この事業タイトルを見ると実践研究事業なので時限的な取組で、その成果を検証し、するかしないかを判断するような雰囲気を感じたのですが、そのあたりについて、わかる範囲で教えていただけばと思います。

(伊藤課長)北海道で行っている「少人数学級実践研究事業」についてお答えいたします。法律の改正に伴い現在、小学校2年生につきましても35人学級を運営しております。これが令和4年度は小学校3年生に、令和5年度さらに4年生

までと令和7年度の6年生まで拡大していくことになります。

この北海道の事業につきましても、今後、35 人学級が拡大していくことに伴い、対象学年についても更に上がっていき、令和4年度に小学校4年生と5年生の一部で実施予定と聞いています。さらに令和5年度に5年生と6年生の一部で実施予定ということで、法律で小学校の全ての学年で35人学級になる1年前までこの事業を続け、北海道については他の都府県に比べいち早く35人学級が完成すると認識をしております。

(松尾委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長)ご質問等ないようですので、報告事項 は了解ということでよるしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長)ご異議なしと認め、報告事項 は了解いたしました。

報告事項 緊急事態宣言に対する市教委の対応について

(佐々木教育長)次に報告事項 「緊急事態宣言に対する市教委の対応について」 事務局から報告願います。

(伊藤課長) 緊急事態宣言に対する市教委の対応」について、報告いたします。 資料は、34頁・35頁に記載されております。文部科学省が定める「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル~「新しい生活様式」 ~に基づき、各学校において感染対策を含む学校運営を行っております。

このマニュアルの中に「地域の感染レベル」がレベル1から3までの3段階で設定され、それぞれのレベルに応じた学校における行動基準が定められております。

石狩市における現在の感染レベルは「3」と判断し、各学校にマニュアルのレベル3の内容に沿った対応を求めています。

例えば、感染のリスクの高い教科活動は「行わない」とし、具体的な活動内容

は「理科における児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」「音楽における 室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽 器演奏」、「家庭、技術・家庭における児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」 等が主な内容として例示されています。

部活動は、北海道教育委員会の通知を踏まえ、原則活動を休止しますが、6月 11日・12日に開催が予定されている市内中体連に出場する部活動は、管内教育 長の申し合わせにより5月24日から校内練習に限って認めることとしています。 ただし、練習にあたっては、マスクの着用や少人数での練習等の感染症対策を講 じた上で、練習内容を厳選し、短時間で実施することとしています。

学校給食については、マニュアルではレベル3地域では提供困難とされていますが、道教委通知では提供停止ではなく感染症対策の徹底を求めていることから、通常の給食を提供します。なお、道教委の通知ではレベル3の場合「教職員による盛り付け・配膳」とされていますが、実態としてこの実施は困難が伴うことを踏まえ、各学校が、それぞれの実情に合わせ、最少人数での盛り付け・配膳等、感染防止に十分配慮し実施することを妨げない取扱いとしています。

学校行事については、道教委通知に基づき、5月末までに実施予定の修学旅行等の宿泊的行事や運動会等は延期するとともに、6月に実施予定のこれらの行事についても、緊急事態宣言が延長されたことを想定し、延期を検討することとしています。

道教委通知で実施を検討するとされている「時差通学」や「1日の授業時間の削減」、分散登校とオンライン学習を組み合わせた「ハイブリッドな学習」は、直ちに行うものではありませんが、緊急事態宣言が長期化した場合も想定し、実施可能性を検証します。

また、オンライン学習は、管内教育長の申し合わせにより、対応が可能になった学校から必要に応じて適宜実施することとしています。学校においては最大限の警戒度をもって、教育活動を行うとともに、現在も毎朝、児童生徒の健康観察を実施しておりますが、「同居の家族が発熱等の風邪症状がある場合は登校させないこと」、保護者の理解と協力を得て感染源を断つために外からウイルスを持ち込まないことを今後も各学校に徹底したいと思います。

(佐々木教育長)ただ今、事務局から説明がありました報告事項 について、ご 質問があればお願いします。

(山本委員)資料の一番下のところで「緊急事態宣言が長期化した場合も想定し、 それらの実施可能性を検証しておく。オンライン学習は、対応が可能になった学 校から必要に応じて適宜実施する。(管内教育長申し合わせ)」とありますが、市 教委で市内小中学校での対応を考えていますでしょうか。それともやはり小学校低学年でオンライン学習の実施は難しいということでオンライン学習は、今年は実施できないだろう、というスタンスでしょうか。情報がありましたら教えてください。

(石橋次長)管内の申し合わせ事項は資料に書いてあるとおりで、インターネット環境そのものが全部の家庭に整備されていないという状況で当市だけではなく管内の他市町村も同じ状況であります。

それから、市教委ではご家庭の通信環境の調査も含めて現在動いていますので、それが可能になればオンライン学習に移行していくことは実際に可能です。しかし、山本委員がおっしゃるように、ようやくGIGAスクール用タブレット端末が入り、小学校1・2年の児童が学校で使い始めた状況で本当に学校と家庭がオンラインで繋がって、それを十分に活用できるかどうかは、確かにオンラ

イン学習の実施に向けては問題があると思っています。

ただ、現状として、いずれはオンライン学習の実施が想定されるだろうということで、学校はタブレット端末の導入意向後、かなり積極的に校内でタブレット端末を活用しての授業をしています。一部、今回、新型コロナウイルスの影響を受け、学級閉鎖・学年閉鎖等がありました分や自宅待機の期間が長期の場合については、家庭の端末とオンラインで繋ぐことを一部、学校の端末を家庭との了承の中で、タブレット端末を学校から貸し出して学習とまではいきませんが、コミュニケーションツールとして学校とオンラインで繋がっているという状況は、少し出てきているという情報は得ているところです。

厚田学園に通う児童・生徒の家庭は、全部インターネット環境が整っているので、先日、家庭との通信環境を確認して繋がることを前提に、授業も含めてできるかどうかというところまで、現在、準備を進めているところでございます。

(佐々木教育長)一番早くタブレット端末を家庭に持ち帰ったのは厚田学園で、 それ以外の学校は、これから徐々に進むのではと考えられます。

(山本委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

(松尾委員)インターネット環境の整っていない家庭のための貸出用のWi-Fiの準備は、できているのでしょうか。 (伊藤課長)貸出用のWi-Fiは準備をしているところです。児童・生徒の各家庭に対し真に必要な家庭について以前どれぐらいの割合がいるかの調査を行いましたが、実際に必要な家庭につきまして申出をしてもらう準備を現在進めているところでございます。

(松尾委員)わかりました。さらに質問したいのですが、資料に「オンライン学習は、対応が可能になった学校から必要に応じて適宜実施する」とありますが休校になり学校に登校させないような状況になった時にどのくらいオンラインで行うのでしょうか。内容のイメージができなかったので具体的に教えてください。

(佐々木教育長)臨時休業等の措置を講じた場合は、速やかにオンライン学習が 実施できるよう体制を整えるというのが道教委からの要請事項です。道教委が 具体的に全校一斉に休校・休業した時のことを言ってます。

ただ、現実的に先ほど次長が申し上げたように、例えば一部の児童生徒だけが 自宅待機になった時に、コミュニケーションツールとしてオンラインでやりと りを先行して行われてる学校もあるということです。まだ市内小中学校はオン ライン授業までは行っていないです。

(松尾委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長)ご質問等ないようですので、報告事項 は了解ということでよるしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長)質問等ないようですので、報告事項 は了解いたしました。

(佐々木教育長)以上で日程第4の報告事項を終了いたします。

日程第5 その他

(佐々木教育長)次に、日程第5 その他を議題といたします。まず委員の皆さんから、何かございませんか。

(山本委員)最近、よくヤングケアラーについて報道で話題になっていまして、 ようやく国でプロジェクトチームを作るということになっています。

最近、私の身近でもそういう家族をケアする学生が実際にいました。やっぱり学生本人が我慢しているのです。まだ子どもなので、ずっと我慢して、我慢して1人で頑張って、頑張って…、やっと自身で抱えているそのことを他人に打ち明けられたということがありました。でも、本人はやっぱり家族だし、自分がやらなければという思いで自身がいっぱい、いっぱいになるまで頑張ってしまうことがありました。

報道を見ていても多分、人数的に市内にもヤングケアラーである児童生徒がいるのではないかと思います。ヤングケアラーが1クラスに1人ぐらいはいるかもしれないという思いを持って、市内の先生方にも児童・生徒と接していただきたい。以上が私の要望です。

(鈴木課長)ヤングケアラーについて山本委員がおっしゃるように最近、政府のプロジェクトチームが報告書を取り纏めてそれに対する新聞、ニュース等の報道で注目されている言葉で、(一社)ヤングケアラー日本ケアラー連盟によると「大人が担うような責任を引き受け病気や障害等ケアが必要な家族の世話や家事をする、18歳未満の子ども」を指すということです。

まず、教育支援課の現状認識は、スクールソーシャルワーカーを3名配置して、 小中学校と児童生徒の様々な連携の支援をしております。その中で主に児童福 祉局(保健福祉部)子ども相談センターと連携をしながら支援をするという形の 枠組みで様々な支援をしております。

事例の中で小学校高学年、中学生で下のきょうだいの面倒を見ていて学校になかなか行けない状況にある家庭、あとは、ひとり親家庭で精神疾患の親御さんが心配でなかなか学校に行けないという事例を聞いておりますので、潜在的に石狩市にもそういうお子さんの家庭があると認識をしております。

今回の国の報告書を拝見している中で、今後、市として委員会としてどう考えていくべきか、まずは報告書の中で地方自治体に対し、詳細な実態調査を促す予定とありましたので、その中で教育委員会、学校も調査に協力をしていき、石狩市に何人のヤングケアラーに該当する児童生徒が潜在的にいるのかということを注目していきたいと思っています。

山本委員がおっしゃるようになかなか児童生徒自身が発信することは難しい ことですが、一番そこの部分を認識できるのが児童生徒と接する時間が長い担 任の先生だと思います。今後、ヤングケアラーについて校長会議・教頭会議の中で改めて社会の今まで光の当たっていない部分の課題ということで担任の先生まで含め学校内で情報共有していきながら、スクールソーシャルワーカーにこのような事例がある時に相談をしていただき、個別支援という形で取り組みながら社会全体、市として今後どのような施策をしていくか市長部局と連携しながら、教育委員会としても現状この課題についていろいろ検討していきたいと考えております。

(山本委員)大人であっても介護等の各種公的支援制度の情報等は割と疎かったりする人もいます。大人の女性同士では割と日常の会話の中で「こういうケースだったら、市役所に相談してみては?」という会話をしたりしますが、子どもの場合、誰に相談していいかもわからない、そして家族をケアすることが当たり前だと思って育ってきてるかもしれませんので、こういう支援制度の情報をヤングケアラーに少しでも与えてあげられたらいいなと思います。

(佐々木教育長)国でも来年度から3か年集中取組期間というふうに位置付けて、その期間内でヤングケアラーに対する国民の認識を飛躍的に高めなければならないというふうに考えているようですから、この先いろいろと具体的な動きが出てくると思います。

(佐々木教育長)他に委員の皆さんから何かございませんか。

(松尾委員) 先月の教育委員会会議で、校則のことについて問題を提案した件で、最近、以前よりも頻繁に校則の問題についての新聞記事を見かけます。昨日も校則について記事が取り上げられていました。市内学校の校則の状況がどのようになっているのか各学校に情報収集していき、この場で議論を始めていきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

(佐々木教育長)石橋次長から説明願います。

(石橋次長)先週の校長会議及び先々週の教頭会議の際、教育委員会会議で校則の件が話題になっていることをお伝えしたところです。私たちも含めてなかなか校則のことまで毎日見てるわけではなく、まず学校の現状を知りたいということで学校に依頼をし、学校で作っている学校運営計画等に記載をされている校則について集約が終わっています。

個々の校則自体をどうこう議論をするという意味合いではないと思うので、

今後、1 枚の表を作成し、それぞれの中学校の校則の見直しの状況、例えば何年も見直していない等、教員間では毎年見直し等、いくつか項目を分け、実際に見直しをしているのであればその手順や方法、学校の立場として校則を見直していく上で今までの課題と思われることを各学校に上げてくださいという様式を作成したので、それを学校に戻し集約したものを皆さんにご提示する形でできればと思っていたところでした。

(松尾委員)現状の校則の見直し方法等の把握することが大事かと思います。

(佐々木教育長)次長が取り纏めてたものは校則ということで中学校分ですが、 小学校分については今回の議論の対象としますか。

(松尾委員)小学校は、正直なところあまり意識していませんでした。ただ、実は小学校もこのルールはどうなのかというものがあるので、小学校のルールの情報もあれば情報としていただきたいと思います。今回は主に中学校の校則ことを意識して発言しています。

(佐々木教育長)あまり対象範囲を広げても収拾がつきませんので、中学校を対象にし、次長が取り纏めの中学校の校則の資料内容を見て議論をしていくということでよろしいでしょうか。

(松尾委員)わかりました。

(佐々木教育長)委員の皆さんいかがですか。各校の校則そのものを見てみますか。

(門馬委員)どういうことが校則として決められているか何もわからないので 見てみたいです。

(松尾委員)どういう規定になっている等、この学校のこういうことはこうなっているだとか全体的にこうしているだとか見てみたいですし、知りたいです。

(佐々木教育長)石橋次長、次長が取り纏めの各中学校の校則の資料準備については、次回の勉強会までに間に合いますか。

(石橋次長)はい。大丈夫だと思います。資料を用意します。

(佐々木教育長)それでは校則についての資料一式を見ながら、次回の勉強会・ 教育委員会会議の中で活発な議論をしていきたいと思うのですが、よろしいで しょうか。

(委員全員)異議なし

(佐々木教育長)それでは、そのような形で今後詰めていくことにしたいと思います。他に、その他で委員の皆さん何かございませんか。

その他なし

(佐々木教育長)それでは事務局から何かありませんか。

(工藤課長)私から、はまます郷土資料館の今年度の開館時期について、報告をさせていただきます。はまます郷土資料館は、4月1日から石垣の修繕及び転落防止用手摺の改修工事を行なっており、5月19日現場の作業を終えたところでございます。はまます郷土資料館は、通常であれば5月1日から開館をしていることから工事完了後、速やかに開館すべきところですが、5月16日に発出された緊急事態宣言により、いしかり砂丘の風資料館等の他の公共施設と同様に休館の措置をとっております。現在の状況では開館時期について明らかにすることはできませんが、緊急事態宣言の期間や新型コロナウイルス感染拡大状況等を考慮して、開館時期について見極めていきたいと考えております。

また、市民に対する周知は現在の状況が流動的なことから、市広報誌では間に合わないので、市ホームページ、あるいは新聞等のマスコミを活用することで周知を図りたいと考えております。

(佐々木教育長)続いて事務局から報告をし、質疑としたいと思います。

(安崎部長)お手元のA3横版の資料「札幌市公立夜間中学設置基本計画【概要版】」をご覧ください。札幌市が来年4月に開設する公立夜間中学については、近隣の市町村からも、生徒を受け入れるいう方向で、調整が進められております。そういったことから石狩市のスタンスと今後のスケジュールについて、説明をしたいと思います。

まず、札幌市に開設される経緯について資料の1番、公立夜間中学設置についてというところで平成28年12月に「教育機会確保法」が成立し、すべての地方公

共団体で公立夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられることとなり、これを受け文部科学省は全政令指定都市及び全都道府県に最低 1 校の公立夜間中学が設置されることを目指すとしたところでございます。

それを受けて札幌市が平成31年第1回定例会で全道初の夜間中学設置を表明し、令和4年4月に開校するということを令和元年9月に決定したところです。令和2年2月の第1回定例会で、近隣市町村の入学希望者の受け入れ検討を表明したというところでございます。

2番、入学対象者は"学齢期を過ぎた人"、これは中学校の年齢を過ぎた人ということです。"中学校を卒業していない人"、これは戦後の混乱で義務教育が未終了だったような人のことです。"または、卒業していても不登校等の理由により、学び直しを希望する人"、この中には、外国籍の方で本国の義務教育を修了していない人も含まれるということでございます。

令和3年4月に徳島県、高知県で公立夜間中学校開校したというニュースが流れておりました。右側の3番目、全国の夜間中学の状況について書かれていまして1校平均の生徒数が52.4名で在籍生徒の8割が外国籍の生徒、年齢構成にいたっては10代から60代まで満遍なく生徒がいらっしゃるという状況です。

資料の裏側で5番、開設する学校について、学校名はこの資料に出ていないのですが、3月末に、「札幌市立星友館中学校」ということで、名前が決まりました。星(ほし)の、友達の友(とも)の館(やかた)という漢字です。星友館中学校の場所は、資生館小学校の校舎を使うということで、中央区南3条西7丁目にございます。ここは資生館保育園や札幌市の子育て支援総合センターとの複合施設になっているところでございます。平成16年に開校した新しい校舎です。

学校の規模としては、1学年1学級計3学級120人を定員としているところでございます。そこで1番の 印のところに"北海道教育委員会の協力の下に連携の意向がある近隣市町村に在住の方についても受け入れる方向で調整"と記載があり、これはどちらの市町村を近隣市町として扱うのかというと平成30年11月に札幌市が連携中枢都市圏宣言をしておりまして、札幌市を中心とした8市3町1村、石狩管内と小樽市、岩見沢市、南幌町、長沼町を札幌圏域として連携を深めてそれぞれの持つ都市機能や強みを活かした役割分担で圏域全体でよりきめ細かな住民サービス・行政コストの削減、運営の効率化を目指すとしたものです。連携協約書を交わしているこれらの市町村に声をかけているというところでございます。

現在、札幌市も通学区域を決める段階になってきましたので、6月にそれぞれ 希望する市町村と事前に覚書を交わしたいということで、その通知が届いてお ります。8月に学校説明会、9月以降に生徒募集の面接を行ない、来年1月には 入学者を決定したいというスケジュールとのことです。

本市としましては、単独で夜間中学を開設するには多くの課題があり、石狩市から札幌市に通っていただくことに、特段問題はありませんので、札幌市の申出をありがたく受けまして、来年度から石狩市民が通っていただけるように事務を進めて参ります。

石狩市民が通学するとなると応分の費用負担をしなければなりません。その概要は人件費を除いた学校運営経費(光熱水費、機械のリース費用、給食提供予定ということで、給食提供の実施経費等)と就学援助に類する制度で援助費を支給するということで、それについて負担金として札幌市に納入いただきたいというお話でございます。学校運営経費については総額を、120人の定員で割り、1人当たりの経費を算出すると概ね1人当たり10万円ぐらいではないかという話をいただいております。就学援助については、本市から通学する方が支給を受けた実費をお支払いするという内容でございます。通学者がいない場合は、負担金の納入はありません。

今後、このような形で6月に覚書を締結するという方向で事務を進めて参ります。御承知おきをいただきたいと思います。

(佐々木教育長)ただ今、事務局からの2点の説明について確認事項等あればお願いします。

(門馬委員)この札幌市公立夜間中学についての周知は、石狩市民に対してどのようにする予定でしょうか。

(安崎部長)生徒募集が9月以降というスケジュールとのことなので、札幌市から、このように生徒を募集してくださいという広報文が提供されると思います。 それを市ホームページ・広報等でお知らせをしていくと考えております。

(門馬委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

(松尾委員)この夜間中学校に通いたいと石狩市民が希望した場合、石狩市教育 委員会経由で申し込む形になりますか。

(安﨑部長)いいえ。基本は、札幌市に直接申し込むことになります。

(松尾委員)わかりました。さらに質問したいのですが、夜間中学校通学者が札幌市民以外つまり石狩市民の場合、負担金は札幌市から住民登録の市町村である石狩市へ請求されるということでしょうか。

(安崎部長)そのとおりです。実際に在籍者が住んでいるかどうかの確認行為が 札幌市から市町村に送られ、その後、負担金の請求される予定ということです。

(松尾委員)告知として札幌市で公立夜間中学校を開校しますということ、そして入学希望の方は札幌市に申込という理解でよろしいでしょうか。

(安崎部長)そのとおりです。

(松尾委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長)質問がないようですので、その他については了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長)ご異議なしと認め、その他については了解いたしました。

(佐々木教育長)それでは以上で、日程第5 その他を終了いたします。

日程第6 次回定例会の開催日程について

(佐々木教育長)次に、日程第6 次回会議の開催日程を議題とします。次回は、6月29日火曜日13時30分からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(佐々木教育長)以上をもちまして、公開案件の審議は終了いたします。引き続き、非公開案件の議案第4号から第7号に係る説明員以外の方は、ご退席願います。

【非公開案件の審議等】 14 時 55 分~15 時 05 分

閉会宣言

(佐々木教育長)それでは以上で、5月定例会の案件は全て終了いたしました。 これをもちまして、令和3年度教育委員会会議5月定例会を閉会いたします。 閉会15時05分

【非公開案件の審議等の結果】

議案第4号 石狩市教育支援委員会委員の解嘱について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

	区分	氏 名	性別	所属団体等	解嘱する理由
1	教育職員 川崎 弘子 女		女	北海道拓北養護学校 教諭	人事異動による
2	教育職員 森 幸太 男		男	石狩市立花川中学校 教諭 人事異動による	
3	保健福祉関係 3 機関の職員 外崎 真由美 3		女	石狩市保健福祉部 保健推進課主任保健師	人事異動による

解嘱する日 令和3年5月31日

議案第5号 石狩市教育支援委員会委員の委嘱について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

	区分	氏 名	性別	新規・継続	所属団体等
1	教育職員	板垣 裕幸	男	新規	石狩市立南線小学校教諭
2	教育職員	小林 圭	男	新規	石狩市立双葉小学校教諭
3	教育職員	浅野 ほたる	女	新規	石狩市立花川中学校教諭

			北海道拓北養護学校教諭
保健福祉関係 5 機関の職員 川上 繭	女	新規	石狩市保健福祉部保健推進課 主任保健師

委嘱期間 令和3年6月1日~令和4年4月30日

議案第6号 石狩市民図書館協議会委員の委嘱について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

	区分	氏	名	性別	新規・継続	所属団体等
1	学校教育関係者	望月	浄華	女	新規	北海道石狩南高等学校 (司書教諭)
2	家庭教育の向上 に資する活動を 行う者	大宮 重	臣矢子	女	新規	石狩市 P T A 連合会副会長 (生振小学校)

委嘱期間 令和3年6月1日~令和4年5月31日(残任期間)

議案第7号 石狩市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

	区分	氏	名	性別	新規・継続	所属団体等
1		吉本	英之	男	新規	石狩市PTA連合会
L'			天 之	23	ላላ ! ኦ ፖር	(花川中学校)
2	PTA役員	工藤	隆司	男	新規	石狩市PTA連合会
		上膝	1年 口	カ	机况	(石狩八幡小学校)
3		野原	康俊	男	新規	石狩市PTA連合会
5		到"尽 "尿"及	カ	初八九	(花川南中学校)	
4		設楽	真奈美	女	新規	石狩市校長会
4		政未	县示天	×	机况	(緑苑台小学校)
5	 小中学校の教職員	鶴羽	体	B	新規	石狩市教頭会
		が中子校の教職員 鶴羽 伸介 男 男 男 ま	利 况	(花川小学校)		
6		高橋	克典	男	新規	石狩市公立小中学校事務職員協議会 (花川中学校)

委嘱期間 委嘱の日~令和4年5月31日(残任期間)

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年8月24日

教育長 佐々木 隆哉

署名委員 門馬 富士子